

○名寄市危険空家等除却補助金交付要綱

令和 2 年 8 月 31 日 告示第 1041 号

改正

令和 6 年 4 月 29 日 告示第 1038 号

名寄市危険空家等除却補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民生活に危険を及ぼす空家を除却し、周辺環境に及ぼしている悪影響を解消することにより、近隣住民の生活環境の保全を図るため、名寄市危険空家等除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、名寄市補助金等交付規則（平成 18 年名寄市規則第 54 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の定義は、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅等であり、1 年以上なされていないもので、屋根や外壁等の落下、飛散又は落雪等に伴い、近隣の建物又は歩行者、車両等の一般交通に危害を与えるおそれがあり、市民の身体又は財産に危害を与える切迫性が高いものをいう。
- (2) 所有者等 危険空家等の所有権等を有する者又はその相続人、財産管理人、成年後見人等をいう。
- (3) 解体事業者等 市内に本店、支店等の事業所等を有する工事施工者又は市内の個人施工者で建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項に規定する登録を受けた者をいう。
- (4) 解体費 危険空家等の所在地を原則として更地にする工事として、解体事業者等に請け負わせる危険空家等の解体及び解体に係る廃材等の運搬、処分に要する経費をいう。（家財道具等の移転又は処分に係る費用は除く。）
- (5) 解体作業困難地 解体作業等が困難又は各種許認可を伴うもので次に掲げるもののいずれかに該当する敷地をいう。

ア 道路に接する間口が 2 メートル未満である敷地

イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める道路に接していない敷地

- ウ 歩行者、車両等の一般交通の遮断等の措置を講じる必要があり、道路占用許可等を取得する必要がある敷地
- エ その他市長が認める敷地

(補助対象危険空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる危険空家等（以下「補助対象危険空家」という。）は、解体事業者等が除却工事を行うもので、次の各号に掲げる要件を全て満たす危険空家等とする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項に規定する特定空家等に対する勧告の措置を受けていないこと。
 - (2) 法人が所有権を有していないこと。
 - (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - (4) 既に解体工事に着手していないこと。
 - (5) この告示に基づく補助対象事業が、公共事業等の補償対象となっていないこと。
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象空家の所有者等又は所有者等の同意を得て補助金交付の対象となる事業を行う者
 - (2) 本市において市税等の滞納がない者
 - (3) 名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者
 - (4) 補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていない者
- (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、危険空家等の解体費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 補助対象経費の2分の1とし、上限額は50万円とする。
- (2) 解体作業を解体作業困難地で行う場合については、補助対象経費の5分の4とし、上限額は80万円とする。

2 前項各号に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（事前相談）

第7条 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、事前相談申出書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（別記様式第2号）（相続人等が申請者の場合に限る。）
- （2） 位置図（付近見取図）
- （3） 配置図
- （4） 現況写真（除却前）
- （5） 補助要件チェックシート（別記様式第3号）
- （6） その他市長が必要と認める書類

（不良度判定）

第8条 前条の規定において審査を受け、補助の要件を満たした申請者は、危険空家等不良度判定調査兼立入調査同意書（別記様式第4号）を市長に提出し、危険空家等の不良度判定を受けなければならない。

2 不良度判定を行うために、市の職員が現地立入及び不良度判定調査を行うものとする。

3 前項の規定に基づく不良度判定調査の結果を危険空家等不良度判定調査結果通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 前条の判定基準を満たした申請者（以下「補助金交付申請者」という。）は、名寄市危険空家等除却補助金交付申請書（別記様式第6号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（別記様式第7号）
- （2） 登記事項証明書（未登記物件の場合は、固定資産税課税台帳記載事項の証明書）
- （3） 補助対象事業の見積書
- （4） 危険空家等についての権利を明らかにする書類
- （5） 誓約書兼同意書（別記様式第8号）
- （6） 市税納付状況確認同意書（別記様式第9号）
- （7） 相続関係のわかる書類（所有者や権利者が死亡している場合に限る。）
- （8） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、提出された書類及び現地確認等により審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、名寄市

危険空家等除却補助金交付決定通知書（別記様式第10号。以下「決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第11条 申請者は、前条の決定通知が届いた後に、解体工事に着手するものとする。

（補助金変更等申請）

第12条 補助金の決定通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更又は取消しするときは、速やかに名寄市危険空家等除却補助金変更（取消）申請書（別記様式第11号）に変更内容が確認できる書類を添えて提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の変更又は取消しについて名寄市危険空家等除却補助金変更（取消）決定通知書（別記様式第12号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金実績報告）

第13条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、30日以内に名寄市危険空家等除却補助金実績報告書（別記様式第13号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実施報告書（別記様式第14号）
- （2） 解体工事の請負契約書の写し
- （3） 解体費（補助対象事業）の支払が確認できる書類の写し
- （4） 現況写真（除却後）
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 補助事業は、交付決定日の属する年度の3月末日までに完了しなければならない。

（補助金確定通知）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、書類内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、名寄市危険空家等除却補助金確定通知書（別記様式第15号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第15条 補助金の交付時期は、前条による補助金確定通知後とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、当該補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（事務の代行）

第16条 補助金交付申請者は、第9条に規定する申請の手続を第三者に代行させることができる。

2 補助金交付申請者は、前項の手続を代行させる場合は、名寄市危険空家等除却補助金申請等事務代行者届出書（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取消し、かつ、既に交付を受けていたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） この告示に違反していることが認められるとき。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年4月29日告示第1038号）

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）
別記様式第1号（第7条関係）

事前相談申出書

年 月 日

名寄市長 様

相談者 住 所
氏 名
電話番号

名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第7条の規定に基づき、危険空家等の除却について事前相談を申出ます。

記

1 危険空家等の概要

建築物所在地	名寄市		
建築物所有者氏名		建築物構造	木造 軽量鉄骨 その他
延べ床面積	m ²	建築年	年
所有者と相談者の関係	☐ 相談者と建築物所有者が同じ ☐ 相続人 ☐ その他		

2 添付書類

- (1) 誓約書（別記様式第2号）（相続人等が申請者の場合に限る。）
- (2) 位置図 当該物件の場所が特定できる物
- (3) 配置図 方位、敷地形状、建築物、門、塀、接道の間口等が記入された物
- (4) 現況写真 ア 全体写真 建築物全体に加え、道路隣接状況がわかる写真
イ 部分写真 腐朽、破損状況等がわかる写真

※概ね写真で、補助対象か判断を行うため、除却前の建物の状況がよくわかるよう、多様な方向から撮影してください。

- (5) 補助要件チェックシート（別記様式第3号）

※市の記入欄

危険空家等の状況

対 象 対象外 要調査	所見	受付	担当 /
	所見	現地調査	担当 /
	所見	電話連絡	担当 /

※本申出書は、補助要件に該当するかを確認するためのものです。

補助を受けるためには、別途、「補助金交付申請書」を提出する必要があります。

別記様式第2号（第7条関係）
別記様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

名寄市長 様

相続人代表 住 所
氏 名
電話番号

名寄市危険空家等除却補助金交付要綱に基づく補助金交付申請事務及び事前相談等各種申請事務に際して、相続人代表として申出するに当たり、以後の補助金交付事務等のほか、補助金受領後においても相続人間の紛争について名寄市に一切の責任を問わないことを誓約いたします。

補助要件チェックシート

年 月 日

名寄市長 様

相談者 住所
氏名

市の記入

対象危険空家等について	①名寄市内の建築物か。	☐	
	②1年以上使用されていない建築物か。	☐	
	③居住用又は事業用の建築物か。	☐	
	④建築物が傾き倒壊のおそれがあるか。屋根や壁等の落下、飛散、落雪のおそれがあるか。	☐	
	⑤特定空家等として指定されている場合、勧告の措置を受けていないか。	☐	
	⑥延べ床面積30平方メートル以上の建築物か。	☐	
	⑦解体作業困難地に該当するか。 ア 道路に接する間口が2メートル未満である敷地 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める道路に接していない敷地 ウ 歩行者・車両等の一般交通の遮断等の措置を講じる必要があり、道路占用許可等を取得する必要がある敷地 エ その他（ ）	ア ☐ イ ☐ ウ ☐ エ ☐	
	⑧同一敷地内に工作物があるか。	有 ☐ 無 ☐	
⑨危険空家等が、国や地方公共団体等による他の解体補助金等の交付対象となっていないか。	有 ☐ 無 ☐		
対象者について	⑩建物の所有者又は相続人か。	所有 ☐ 相続 ☐	
	⑪所有権の確認がとれるものの提出が可能か。 ア 登記事項証明書等 イ 固定資産税課税台帳記載事項の証明書	いずれか ア ☐ イ ☐	
	⑫他に所有者又は相続人がいるか。	有 ☐ 無 ☐	
	⑬所有者、相続人が複数の場合、その代表者としての権限を有することができるか。	可 ☐ 不可 ☐	
	⑭相続関係のわかる書類を提出することができるか。	可 ☐ 不可 ☐	
	⑮危険空家等不良度判定調査兼立入調査同意書を提出できるか。	可 ☐ 不可 ☐	
	⑯暴力団及び暴力団員でないか。	有 ☐ 無 ☐	
	⑰市税の滞納がないか。	有 ☐ 無 ☐	

別記様式第4号（第8条関係）
別記様式第4号（第8条関係）

危険空家等不良度判定調査兼立入調査同意書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住所
氏名

名寄市危険空家等除却補助金の申請に当たり、名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第8条に基づく危険空家等の不良度判定調査を受けること及び立入調査を受けることについて同意いたします。

記

1 危険空家等所在地 名寄市

2 調査可能日 年 月 日から 年 月 日までの期間

別記様式第5号（第8条関係）
別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

名寄市長



危険空家等不良度判定調査結果通知書

年 月 日付けで同意のあった不良度判定調査について、次のとおり判定しましたので、名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

危険空家等所在地	名寄市
調査実施月日	年 月 日
調査の結果	☐ 危険空家等に該当する ☐ 危険空家等に該当しない
該当しない場合 その理由	

名寄市危険空家等除却補助金交付申請書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

名寄市危険空家等除却補助金の交付を受けたいので、名寄市危険空家等除却補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の区分（該当する項目に☑をしてください。）

☐要綱第6条第1項第1号

☐要綱第6条第1項第2号

2 補助事業に要する経費 円

3 補助金交付申請額 円

4 補助金交付概算払

不要・要 年 月 円
年 月 円

5 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第7号）
- (2) 登記事項証明書等（未登記物件の場合は、固定資産税課税台帳記載事項の証明書）
- (3) 補助対象事業の見積書
- (4) 危険空家等についての権利を明らかにする書類
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第8号）
- (6) 市税納付状況確認同意書（別記様式第9号）
- (7) 相続関係のわかる書類（所有者や権利者が死亡している場合）
- (8)

別記様式第7号（第9条関係）
別記様式第7号（第9条関係）

事業計画書

区 分	事 業 内 容
危険空家等所在地	名寄市
所有者又は申請者	(住所) (氏名)
事業の区分	☐ 要綱第6条第1項第1号 ☐ 要綱第6条第1項第2号
解体事業者等	(事業者) (所在地) (電話番号)
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
補助対象事業費	円
その他参考事項	

誓約書兼同意書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住所
氏名

私は、私が名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないことを誓約します。

また、名寄市暴力団排除条例に基づき、名寄市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載した私の個人情報を警察機関に提供されることに同意します。

注 この書面に記載された個人情報は、名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年名寄市条例第10号）に基づき取り扱うものとし、名寄市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

市税納付状況確認同意書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住所
氏名

名寄市危険空家等除却補助金の申請に当たり、市所管の税務情報を調査されることに同意いたします。

記

（ふりがな） 氏 名	生年月日	住 所 （上記と異なる場合のみ記載）	（市記入欄） 市税滞納
	年 月 日		有・無

（市使用欄）
市民部税務課長 様

市民部環境生活課長

上記の者について、市税の納付状況をご確認いただきますようお願いいたします。

税務課受付印

（ 月 日確認）

名寄市危険空家等除却補助金交付決定通知書

名寄市指令 第 号
年 月 日

様

名寄市長



年 月 日付けで申請のあった名寄市危険空家等除却補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |

2 補助金の交付予定時期は、

- ☐（完了後払のとき） 補助事業の完了後に交付する。
- ☐（概算払のとき） 名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第15条ただし書の規定により、次のとおり交付する。

ア（ 期）	年 月	円
イ（ 期）	年 月	円

※ 該当する欄の□にチェックを入れ、概算払のときはア、イに必要事項を記載する。

3 補助金交付条件は、次のとおりとする。

- (1) この目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、名寄市危険空家等除却補助金変更（取消）申請書（別記様式第11号）を提出すること。
- (3) 事業終了後、速やかに名寄市危険空家等除却補助金実績報告書（別記様式第13号）を提出すること。
- (4) 必要と認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。
- (5) この補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理して補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存し、報告を求められたときは、提出する義務がある。
- (6) 補助金交付条件に違反したとき又は不正行為がなされたときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることがある。

名寄市危険空家等除却補助金変更（取消）申請書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け名寄市指令第 号で交付決定通知があった名寄市危険空家等除却補助金については、次のとおり変更（取消）したいので、名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

☐変更

1 変更内容

2 変更前の補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

- | | |
|----------------|----|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |
| （うち概算払領収済額 | 円） |

3 変更後の補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付申請額 | 円 |

4 添付書類

- | |
|--------------------|
| (1) 変更後の事業計画書 |
| (2) 変更後の補助対象事業の見積書 |
| (3) |

注 交付申請の際の添付書類のうち、記載事項に変更がないものについては、添付を省略する。

☐取消

理由

名寄市危険空家等除却補助金変更(取消)決定通知書

第 号
年 月 日

様

名寄市長



年 月 日付けで変更（取消）申請のあった名寄市危険空家等除却補助金については、下記のとおり決定したので、名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 変更内容

2 変更前の補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

- | | |
|----------------|----|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |
| (うち概算払領収済額) | 円) |

3 変更後の補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |

4 補助金等の交付予定時期は、

- ☐（完了後払のとき） 補助事業の完了後に交付する。
- ☐（概算払のとき） 名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第15条ただし書の規定により、次のとおり交付する。

ア（ 期）	年 月	円
イ（ 期）	年 月	円

※ 該当する欄の□にチェックを入れ、概算払のときはア、イに必要事項を記載する。

5 交付変更決定後においても、名寄市危険空家等除却補助金交付決定通知書（ 年 月 日付け名寄市指令 第 号）の補助金交付条件を遵守すること。

名寄市危険空家等除却補助金実績報告書

年 月 日

名寄市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け名寄市指令第 号で交付決定通知のあった補助対象事業を下記
のとおり実施したので、名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第13条第1項の規定により関係
書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の区分（該当する項目に☑をしてください。）

☐要綱第6条第1項第1号

☐要綱第6条第1項第2号

2 補助金交付決定額 円

3 補助事業の着手及び完了年月日

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別記様式第14号）
- (2) 解体工事の請負契約書の写し
- (3) 解体費（補助対象事業）の支払が確認できる書類の写し
- (4) 現況写真（除却後）
- (5)

別記様式第14号（第13条関係）
別記様式第14号（第13条関係）

事業実施報告書

区 分	事 業 内 容
危険空家等所在地	名寄市
所有者又は申請者	(住所) (氏名)
事業の区分	☐ 要綱第6条第1項第1号 ☐ 要綱第6条第1項第2号
解体事業者等	(事業者) (所在地) (電話番号)
着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
補助対象事業費	円
その他参考事項	

名寄市危険空家等除却補助金確定通知書

名寄市指令 第 号
年 月 日

様

名寄市長



年 月 日付けで申請のあった名寄市危険空家等除却補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の確定額は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費	円
(2) 補助金の確定額	円
- 2 補助金交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 必要と認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。
 - (2) この補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理して補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存し、報告を求められたときは、提出する義務がある。
 - (3) 補助金交付条件に違反したとき又は不正行為がなされたときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることがある。

名寄市危険空家等除却補助金申請等事務代行者届出書

年 月 日

名寄市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号



名寄市危険空家等除却補助金の申請に当たり、下記の者に申請手続を代行させたく名寄市危険空家等除却補助金交付要綱第16条第2項に基づき届出ます。

記

- 1 危険空家等の所在地
名寄市

- 2 事務代行者

住 所	
氏 名 (社名・事業所名)	
担 当 者 名	
連絡先電話番号	
そ の 他	